

# 鳥取縣公報

## 規則

### ◇鳥取縣規則第十五号

昭和二十五年六月鳥取縣規則第四十二号鳥取縣會計規則の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 鳥取縣會計規則中改正規則

第七條第三項中「通知しなければならぬ」を「通知し  
新旧物品出納員は備品引繼書を出納長に提出しなければならぬ」に改める。

第三十條第一項に次の但書を加える。

但し收支命令者において過納、誤納の事実を發見したときは、納人の請求をまたず払戻しをすることができ  
る。

昭和二十六年三月二十七日 火曜日  
第二千九百九十五号

本書ノ次キサハ國定規格A五判

第四十條中「各債主」とあるを「所屬縣金庫」に改める。

第四十二條中「歳出金支払通知書（第十九号）を直接交付するときは、交付簿（第二十号）に捺印せしめなければならぬ」を削り、「その領收証書を徴し」の下に「なければならぬ」を加える。

第二百二十七條第一項に次の一号を加える。

三、その他不用の物品で見積価格五千円以下のもの。  
同條第二項中「にして見積価格五千円以上のもの」を削る。

第三百二十九條中「歳入歳出外現金払戻し通知書（第三十三号）その他の者には」を「歳入歳出外現金払渡通知書（第三十三号）を發して所屬縣金庫に送付しその他のものは」に改める。

第七百七十三條を次のように改める。

縣金庫は送金を要する支払通知（第十七号）及び同一





00398

様式第三十八号

物品返納簿

品名	返納年月日	呼称	受人(購入、保管、月換)	数量	摘要	職返納者	受領者印

物品返納書

様式第三十九号

物品出納員

鳥取縣出納長宛

左記物品返納します。

品名	数量	受人(購入、月換)	価	返納事由

物品出納簿記帳済印取扱者

00399

様式第四十一号 (B列五号)

備品貸与簿 (出納長及び縣出納員)

品名	貸与年月日	呼称	数量	摘要	借受者職氏名	印

様式第七十四号

備考 返納の場合には返納年月日、数量を朱書すること。

備品整理簿 (物品出納員 (出納を命ぜられた吏員)

品名	年月日	呼称	出納長、出納員	借用返納現在貸与返納現在	事由	課長	職氏名	印

00400

鳥取縣告示第百三十三号

西伯郡尙徳村四ヶ村堰普通水利組合を尙徳村四ヶ村堰土地改良区へ組織変更することについて昭和二十六年三月二十日認可した。

昭和二十六年三月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第百三十四号

五ヶ井手普通水利組合(日野郡八郷村)を五ヶ井手土地改良区へ組織変更することについて昭和二十六年三月二十日認可した。

昭和二十六年三月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第百三十五号

自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第三條及び第四十條の二の規定により、昭和二十二年七月二日及び昭和二十五年十二月二日をもつて買収した農地等及び牧野の所有者の中買収書を交付することができないものを、同法第九條第一項但書の規定により次のように公告する。

なお地番、地目、面積等の詳細については関係書類を縣農地課に備え置く。

昭和二十六年三月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

買収令書交付不能一覧表

記号番号	所有者氏名 又は名称	住 所	農地の所在	対 価	報償金	買収期日	現金払
賀野乙126	遠藤作次郎	日野郡溝口町谷川	日野郡溝口町	371.52		昭和 22.7.2	371.52

00401

成器れ4301	谷口 高夫	岩美郡成器村上地	岩美郡成器村	519.60	142.89	25.12.2	662
" 4302	霜村 弁藏	"	"	102.40	28.16	"	181
" 4303	霜村太郎吉	"	"	284.80	78.32	"	363
" 4304	谷口 健治	"	"	1,193.28	328.64	"	1,522
" 4305	霜村 元け	"	"	1.92	56	"	2
" 4306	中島 信治	上荒舟	"	726.00	199.65	"	926
" 4307	田中 慶藏	荒舟	"	950.40	261.36	"	1,212
" 4308	山崎 定吉	山崎	"	50.88	14.84	"	66
蒲生れ4301	井本 茂雄	蒲生村蒲生	蒲生村	144.00	39.60	"	184
大伊れ4301	井本 カマ	八頭郡大伊村殿	八頭郡大伊村	91.20	25.08	"	116
西郷れ4302	林 源次郎	西郷村小河内	西郷村	2.40	70	"	3
" 4303	有本 権吉	小畑	"	87.84	25.62	"	113
" 4304	橋本宇三郎	"	"	44.16	12.88	"	57
" 4310	有田恒太郎	北	"	407.92	112.45	"	520
" 4311	有本 文藏	佐治村津無	"	76.80	"	"	77
" 4312	今島多治郎	国中村万代寺	"	48	"	"	1
散岐れ4303	中村 つね	散岐村佐貫	散岐村	332.80	91.52	"	424
東郷れ4304	山下 実治	氣高郡東郷村高路	氣高郡東郷村	284.88	79.07	"	364

00402

鹿野丸4301	谷川 壽夫	〃	望木村常松	〃	鹿野町	160.00	〃	〃	160
長瀬丸4301	日置 秀雄	不明	〃	〃	東伯郡長瀬村	297.99	〃	〃	298
〃 4302	勝部菊太郎	大阪市東淀川区塚本町 一丁目	〃	〃	〃	143.62	〃	〃	144
〃 4303	竹沢 仲藏	〃	北田辺町	〃	〃	430.00	〃	〃	430
〃 4306	河本 敏藏	東伯郡安田村笠津	〃	〃	〃	218.16	〃	〃	218
〃 4307	福井安太郎	東京都立川市柴崎町	〃	〃	〃	18.06	〃	〃	18
〃 4309	山田 定傳	東伯郡下北條村松神	〃	〃	〃	149.64	〃	〃	150
〃 4310	沢 善吉	〃	西郷村上余戸	〃	〃	59.34	〃	〃	59
〃 4313	竹村 伴三	〃	橋津村橋津	〃	〃	89.44	〃	〃	89
花見丸4303	榎 実藏	〃	花見村長和田	〃	〃	172.86	〃	〃	172
〃 4304	長 傳 寺	〃	〃	〃	〃	12.47	〃	〃	12
〃 4308	岡本邦太郎	〃	門田	〃	〃	163.40	〃	〃	163
〃 4313	垣内 春夫	〃	壇見	〃	〃	5.16	〃	〃	5
下北條丸4311	鈴木 康三	カナダ国	〃	〃	下北條村	1,760.86	〃	〃	1,761
〃 4312	小笹 いま	不明	〃	〃	〃	285.09	〃	〃	285
榮丸4301	南場 正義	東伯郡大藏村六尾	〃	〃	榮村	62.88	〃	〃	63
〃 4302	倉光 勝男	〃	浦安町浦安	〃	〃	832.80	〃	〃	833
〃 4303	村岡 從吾	〃	赤碓町赤碓	〃	〃	752.00	〃	〃	752

00403

〃 4304	大谷 定憲	尼崎市浜田崇徳院	〃	〃	〃	1,047.20	〃	〃	1,047
〃 4305	杉谷 広海	東伯郡榮村西高尾	〃	〃	〃	435.86	126.98	〃	562
〃 4306	村岡 信寛	〃	上種	〃	〃	1,147.60	315.59	〃	1,463
〃 4307	市下 益重	〃	下種	〃	〃	67.68	19.74	〃	87
〃 4308	芥尾 徹	〃	〃	〃	〃	240.00	66.00	〃	306
〃 4309	渡辺 辰夫	〃	〃	〃	〃	937.20	257.73	〃	1,195
〃 4310	市下 豊	〃	〃	〃	〃	48.00	13.20	〃	61
〃 4311	鈴木 賢造	〃	〃	〃	〃	85.44	24.92	〃	110
〃 4312	渡辺 文吉	〃	〃	〃	〃	260.80	71.72	〃	333
〃 4313	山俣 友市	〃	亀谷	〃	〃	4.80	1.32	〃	6
〃 4314	田中 禰松	〃	〃	〃	〃	55.20	16.10	〃	71
〃 4315	深水 敏代	〃	〃	〃	〃	2,720.30	748.22	〃	3,469
〃 4316	山本 吉藏	〃	〃	〃	〃	2,786.80	766.37	〃	3,553
赤碓丸4306	森田 亀藏	〃	赤碓町	〃	赤碓町	697.60	191.84	〃	889
福生丸4303	本生芳三郎	米子市西福原	〃	〃	米子市福生地区	149.52	〃	〃	150
〃 4304	本生 一男	〃	〃	〃	〃	333.40	〃	〃	333
崎津丸4301	足立 信長	西伯郡富益村	〃	〃	西伯郡崎津村	144.96	〃	〃	145
上道丸4301	岡仲 幸一	〃	境町朝日町	〃	上道村	122.00	〃	〃	122

4302	畑田 利治	相生町	178.00	178
天津丸4303	種 茂	米子市四日市町	305.97	306
賀野丸4302	岩指まさよ	西伯郡賀野村御内谷	322.40	322
4309	吉持 万吉	手間村宮前	698.40	698
4310	加藤 亮	賀野村	842.40	842
4312	野口定五郎	賀野村鶴田	37.20	37
大幡丸4301	畑田 寅夫	大幡村	1,245.60	1,246
慶丸4301	本生 保春	慶村	795.36	795
日野上丸4301	田中徳太郎 田中正慶	大阪市東成区 深江中五丁目22	4,256.96	4,257
(牧)光徳丸3401	邊 坂 村	西伯郡光徳村	2,005.98	2,006

選挙管理委員会告示

鳥取縣選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法第十三條第一項第一号の規定により提出のおつた選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書(鳥取市長選挙に關するもの)で昭和二十六年二月十八日迄の第一回分)の要旨は次の通りである。

昭和二十六年三月二十七日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

00495

- 一、種 類 政党、協会その他の団体の收支に關する報告書要旨
- 二、期 間 自昭和二十六年二月一日(昭和二十六年二月二十五日執行の)至昭和二十六年二月十八日(鳥取市長選挙に關する第一回報告分)
- 三、報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入以上的一件千円以上的一件五百円以上の寄附		支出の一件千円以上的一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	総額	総額	総額	総額	
鳥取縣農業団体協議会	1	1	1	1	昭和二六、二、二八
日本社会党鳥取縣支部連合会鳥取支部	1	1	1	1	三、七
日農鳥取縣連合会	1	1	1	1	二、二八
鳥取縣東部地区連合会	1	1	1	1	"

四、主要な寄附者及び支出

- (一) 寄 附 者 該当事項なし  
 (二) 支 出 者 該当事項なし

鳥取縣選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法第十三條第一項第二号の規定により提出のおつた選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出

出の報告書(鳥取市長選挙に関するもので昭和二十六年二月二十五日迄の第七回分)の要旨は次の通りである。  
昭和二十六年三月二十七日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

- 一、種類 政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨
- 二、期間 自昭和二十六年二月十九日(昭和二十六年二月二十五日執行の)至昭和二十六年二月二十五日(鳥取市長選挙に関する第二回報告分)
- 三、報告書の要旨

政党、協会その他の団体名

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入以上一件千円以上五百		寄附以上五百		支出の以上一件千円以上五百		報告書受理年月日
	総額	総額	総額	総額	総額	総額	
鳥取縣医政連盟	1	1	1	1	1	1	昭和二六、二、二六
鳥取縣農業団体協議会	1	1	1	1	1	1	二、二八
日農鳥取縣連合会	1	1	1	1	1	1	"
鳥取縣東部地区連合会	1	1	1	1	1	1	"

四、主要な寄附者及び支出

(一) 寄附者 該当事項なし  
出

◇鳥取縣選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法第十三條第一項第三号の規定により提出のあつた選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書(鳥取市長決選投票に關するもので昭和二十六年三月十一日迄の精算分)の要旨は次の通り。  
昭和二十六年三月二十七日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

- 一、種類 政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨
- 二、期間 自昭和二十六年二月十九日(昭和二十六年三月十一日執行の)至昭和二十六年三月十一日(市長決選投票に關する報告分)
- 三、報告書の要旨

政党、協会その他の団体名

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入以上一件千円以上五百		寄附以上五百		支出の以上一件千円以上五百		報告書受理年月日
	総額	総額	総額	総額	総額	総額	
鳥取縣医政連盟	1	1	1	1	1	1	昭和二六、三、一四
日本社会党鳥取縣支部連合会鳥取縣支部	1	1	1	1	1	1	三、一三
自由党鳥取縣支部	1	1	1	1	1	1	三、一二
鳥取縣支部因幡部会	1	1	1	1	1	1	"



四、主要な寄附者及び支出

(一) 寄附者 該当事項なし

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第十四号

第十八回委員會を次のとおり招集する。

昭和二十六年三月二十七日

鳥取縣選舉管理委員會委員長

上 根 政 幸

一、招集の日時 昭和二十六年三月二十八日午後一時

一、招集の場所 鳥取縣庁

一、議 案

- 1、昭和二十六年四月三十日執行の鳥取縣の議會議員及び知事の同時選挙に際し必要な諸事項
- 2、法令改正に伴う改正規則の制定

昭和二十六年三月二十七日印刷  
昭和二十六年三月二十七日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町